



ホテルエベレストビューから夕焼けのエベレスト 8,848m (06年12月)

カトマンズ今日この頃

ビスターレ・ジャノス

第3号

2007年1月

1. カトマンズつれづれ

あけましておめでとうございます。
今年が皆様にとってすばらしい年になるようお祈り申し上げます。

ネパールのビクラム暦では新年は4月の半ば、ネワール族ネパール暦では10月あるいは11月であるので、当地では取り立てて行事はないが、近年の商業主義がこの国でもカトマンズだけは別世界で、クリスマスやニューイヤー商戦を繰り広げている。

大晦日は、親しい在留邦人が集まってNHK国際放送プレミアムで「紅白歌合戦」を見ながら一杯やる。さすがは国民放送局のご配慮だけあって、集まった終戦をまたいだ世代でも三分の一以上の歌手を見知っている。時差の関係から明るいうちに飲む羽目になるのが心苦しい。元旦は、一時間半ほど車を飛ばしてナガルコットの丘から雄大なヒマラヤを眺める。カトマンズを抜け出すと空気がうまい。ビールもうまい。贅沢この上ない気分になるのもこんなときである。

ほろ酔い気分で2006年の回顧と2007年を展望してみたい。

《流行語大賞》

2006年は国王専制から国民が主権を取り戻した年であり、政府とマオイストが10年の武装紛争から一転

して停戦、和平協定を結んだまさに激動の一年であった。紛争解決の「ヒマラヤ・モデル」と持ち上げて、来年のノーベル平和賞はネパールの政治指導者に決まったごときのマスコミのはしゃぎぶりである。こんな年にふさわしい《流行語大賞》は、「**歴史的 (historic)**」に満票で決まりであろう。「**歴史的**人民行動」「**歴史的**政府・マオイスト 8 項目合意」「**歴史的**議会宣言」等々で、とりは「**歴史的**包括和平協定」にきわまる。

《往く年来る年》

激動の年 2006 年の主な出来事をふり返る。政治の話題が中心になってしまったが、まさに政治の年であったといえる。

1月

新年気分がさめやらない 2 日マオイストは 4 ヶ月前の停戦宣言を破棄し、首都圏の 2 箇所の警察署を攻撃し、12 人の警察官民間人が死亡。

国王は頻繁に地方巡幸。

16 日には国王政府が首都圏リングロード内でのデモを禁止。

2月

8 日国王政府が地方都市首長選挙を強行、7 党連合等ボイコット。

18 日 U-19 クリケットワールドカップでネパールがニュージーランドを破って優勝。

3月

マオイストの攻撃が激化して、1 日中部山地の古都タンセンで政府・マオイスト軍交戦し双方に 30 名の死者、20 日首都東隣のカブレ郡で 14 人の死者、21 日 3 郡で 34 人の死者。

21 日統一共産党書記長が逮捕され 90 日拘禁。

31 日ネパール・インド通貨貿易協定改定更新。

4月

2 日 7 党連合の抗議に対しマオイストは首都攻撃中止を発表、6 日南東部サルラヒ郡他で郡庁を攻撃 13 人死亡、郡のヘリ銃撃で墜落。

6 日から首都圏他で 7 党連合のゼネスト、マオイストの交通封鎖開始、国王政府は外出禁止令で対抗。抗議行動は「ジャナ・アンドラン II」（民衆政治行動 II）として流行語となる。‘I’ は 1990 年の民主化運動をさす。

14 日ネパールの新年、国王の新年メッセージで 7 党連合への譲歩提案を期待するが期待を裏切られる。

21 日国王は 7 党連合に対し首相指名、組閣を命ずるが政党・民衆の抗議行動はやまず。

24 日国王は議会の復権を宣言し国王専制が終結。

26 日 G.P. コイララが首相に就任。マオイストは 3 ヶ月の停戦を発表。

28 日 4 年ぶりに議会が召集。

5月

2 日コイララ首相が組閣（7 閣僚）。3 日政府は無期限停戦と 2 月の地方選の無効を宣言。

18 日議会が最高権威機関と国王の政治権力剥奪を宣言。ネパール王国（His Majesty's Government）、王国軍（Royal Nepal Army）から Nepal Government、Nepali Army に名称変更。

26 日政府とマオイストは 25 項目の停戦管理協定を締結。

6月

6 日コイララ首相がインド訪問 2 億ドルの援助を約束。

16 日マオイストのプラチャンダ議長が初の首都入り、7 党連合と 8 項目協定締結。

7月

2 日政府は国連事務総長宛にマオイストの武装解除協力要請。24 日マオイストは国連に政府の要請に抗議する書簡。27 日国連の調査団来ネ。

12 日政府は 2006/07 年度予算（約 20 億ドル）を発表。（7 月中旬から新会計年度）

28 日マオイストが 3 ヶ月の停戦延期発表。

31 日眼科医サンドウク・ルイト博士にマグサイサイ賞決定。

8月

9 日政府・マオイストが連名で国連事務総長宛 5 項目要請書簡を提出。25 日アナン事務総長は和平プロセス国連代表にイアン・マーチンを指名。

コロンボで開催された第 10 回南アジアオリンピックで 9 個の金メダル獲得。

9月

6日国王がインドラジャトラ祭で5月以降はじめて公衆の前に出る。
23日東部山地タプレジュン郡でヘリ事故、ライ森林大臣、グルン元大臣ら24人の乗客乗員全員死亡。
豪雨被害が広がる。また西部山地部で食糧不足が深刻化。

10月

29日マオイストが3ヶ月の停戦延長を発表。

11月

8日政府・マオイスト包括和平協定大筋合意。21日調印。
20日国王政府施政、民衆政治行動弾圧に関する真相究明委員会報告書提出、国王を含む202人が対象。

12月

1日国連安保理でネパール和平プロセス管理決定。
16日暫定憲法素案合意。

さて、2007年の展望であるが、最大の政治目標は6月中旬までを目標としている制憲議会選挙の公平で平和的な実施であろう。そしてそれに到る包括和平協定および付属協定の真摯な実施であるが、とりわけマオイストの軍兵の営舎収容と武器管理である。協定調印後も末端組織の違反行為が各地で散見される。90年の民主化以降も公正な選挙が行われてきたとはいえない政治的成熟度である。武装紛争解決のヒマラヤンモデルとの自画自賛を選挙にも適用してほしいものである。

ヒンズー教のビシュヌ神の生まれ変わりとしてきた国王を政治の場から引き摺り下ろし、世界で唯一のヒンズー教国家を世俗国家に塗り替えようとしている。ヒンズー教団体の反発も一時ほどではないが、静かだが不気味な活動が底流にあるように見受けられる。インドの過激宗教団体の関与もある。アーリヤ系民族とモンゴル系民族の摩擦も見逃せない。大半の幹部はアーリヤ系であり中堅以下にモンゴル系民族を結集させ10年の武装闘争を拡大させてきたマオイストは、非主流民族（モンゴル系諸族）の開放を掲げており民族自治区構想を地方自治の根幹としている。国家統一から230余年、政治、社会経済のあらゆる分野でアーリヤ系優位の社会ではあるが、マオイストの統治構造はまさにシャハ王朝が国家運営に用いた手法であるのが興味深い。非主流民族がいかなる行動にでもかを注意してみたい。

王宮が鳴りを潜めているのを注視している人たちがいる。王朝の運命は制憲議会以最優先議題として取り上げられることとなっている。死活問題にいかに対処するのか。政治漫画に、政党諸派が入り乱れて殴り合いのけんかをしているのに背を向けて横目でみている人があり、その陰に銃を持った軍人が隠れている。いかにも存在感がある、余裕しゃくしゃくである。誰の顔にも似せていないが。



カトマンズの伝統的な水道(ダラ)から「平和ってのは何だ?」といって流れ落ちる水で、右が10年間の武装紛争で血に汚れた手を洗うマオイスト議長のプラチャンダ、左が1990年の民主化以降16年間の既成政党の汚職に汚れた手を洗うコイララ首相。互いに伏し目がち?

Robin Sayami
Nepali Times 8-14 December 2006

2. ネパールこんなこと

前号に続いて7党連合政府とマオイストの包括和平協定の後半部分の抄訳（仮訳）を掲載する。

《政府・マオイスト包括和平協定 後半》

5. 停戦

5.1 軍事行為・武装動員の停止

5. 1. 1 両者は以下の行為を差し控えるよう言明する：
 - (a) いかなる種類の武器の直接・間接使用または相手方への戦闘行為
 - (b) 両者の合意に従って保管している保管場所での武器の捜査または押収
 - (c) 個人への精神的な障害または圧力
 - (d) 相手方への待ち伏せ攻撃
 - (e) 殺人行為または暴力行為
 - (f) 誘拐、拘留、投獄、失踪への関与
 - (g) 航空機による攻撃または空爆
 - (h) 地雷敷設および破壊活動
 - (i) 相手方へのスパイ行為
5. 1. 2 両者は更なる徴兵をしてはならない、また武器弾薬の輸送を含む軍事行動をしてはならない。
しかし、暫定政府によって指揮された治安部隊は、国境または通関施設で武器、爆発物、武器作成用の材料等の不正取引を取り締まるための通常のパトロールや調査の権限を有する。
5. 1. 3 個人や団体は移動に際し武器、爆発物を携行してはならない。
5. 1. 4 両者は互いに紛争時に敷設した地雷の敷設場所の情報を 30 日以内に通報し、60 日以内に信管を除き掘りあげなければならない。
5. 1. 5 両者の軍事組織は公共の催し物、政治集会または民間集会において武器を携行し野戦服を着て存在を示してはならない。
5. 1. 6 ネパール警察および武装警察は犯罪捜査等法秩序を維持するために「民衆行動(Jana Andolan)」の行動基準および感情、和平合意ならびに準拠法に従って行動しなければならない。
5. 1. 7 (傘下部隊への通達、敵対用語使用の禁止:省略)
5. 1. 8 (紛争時押収物件の返却:省略)
5. 2 社会情勢正常化の方策
 5. 2. 1 意思および現行法に反する金品および税の徴収を禁ずる。
 5. 2. 2 両者はそれぞれのもとに拘束されている者を 15 日以内に開放する。
 5. 2. 3 両者は紛争時に行方不明または死亡した者の姓名、カースト、住所を協定調印後 60 日以内に公表するとともに家族に通報する。
 5. 2. 4 「平和および復興委員会」を設置して、紛争の結果逆境にある人の正常化、社会の平和の維持および被害を受け移住せざるを得なかった人々の救済やり社会復帰を実施する。
 5. 2. 5 (人権侵害を調査する委員会の設置:省略)
 5. 2. 6 (戦争、攻撃、暴力の放棄:省略)
 5. 2. 7 (告訴、非難の取り下げおよび拘禁者の解放:省略)
 5. 2. 8 両者は紛争時に移住を余儀なくされた人の先祖の地または以前住んでいた地への復帰、破壊されたインフラの建設や復興、社会復帰と受入れを偏見なく行うことを表明する。
 5. 2. 9 (紛争当事者の社会的問題解決と正常化の環境作り:省略)
 5. 2. 10 (当事者家族への圧力禁止:省略)
 5. 2. 11 (政府や公共事業体職員の職務執行妨害の禁止:省略)
 5. 2. 12 国連、国際援助機関、外交団、国際 NGO、報道、人権擁護活動家、選挙監視団、外国人旅行者への法の範囲におけるネパール国内の旅行に自由の保障
 5. 2. 13 (慎みある広報:省略)
6. 紛争の終結
 6. 1 2006 年 11 月 8 日の 7 政党連合・マオイスト間の歴史的合意に基づき、われわれは、政府とマオイスト間の停戦を未来永劫のものとするべく、1996 年以来続いている武装紛争を終結することを宣言する。
 6. 2 11 月 8 日の 7 政党幹部とマオイストの間の決定事項を長期和平の基本政策とする。
 6. 3 ネパール軍が営舎に入りマオイスト軍兵士が暫定営舎にはいるのに続き、恐怖を与えまたいかなる形での協定および法に反する暴力行為および武器の所持、誇示、使用は司法のもとに罰せられる。
 6. 4 (双方の軍の広報の禁止、投票権の付与:省略)
7. 人権・基本的権利・人道法の遵守
 7. 1 1948 年世界人権宣言、国際人道法ならびに人権の基本原則、標準にコミットして、両者は以下を宣言する：
 7. 1. 1 両者は、いかなるものも肌の色、性別、言語、宗教、年齢、人種、国籍、社会的起源、富、障害、

出生・身分、思想または信念によって差別を受けることがないとうたう人権および国際人道法への敬意と保護にコミットすることを再確認する。

- 7.1.2 両者は、ネパール国民が公民としての、政治、経済、社会、文化的権利を教授する環境を創造することに合意し、またそのような権利が将来のいかなる環境課でも侵されないことを確約する。
- 7.1.3 (人権侵害への偏見のない調査および擁護活動、紛争被害者家族救済:省略)
- 7.1.4 (拷問、拉致、強制労働の禁止:省略)
- 7.1.5 両者は、世俗主義の社会規範および価値にもとづき、個人の社会的、文化的、宗教的感受性、信仰の場および教義を尊重する。
- 7.2 生存権
 - 7.2.1 (個人の基本的生存権の尊重、死刑廃止の法制化:省略)
- 7.3 個人の尊厳、自由、移動の権利
 - 7.3.1 両者は個人の尊厳を尊重するものとする。なんびとも法の下に自由を剥奪されて拷問やそのほかの残忍な、非人道的なまたは下劣な行為または罰を受けることはない。秘密保持の公民権は尊重される。
 - 7.3.2 両者は個人の自由および安全の権利を十分に尊重し、恣意的なあるいは違法な拘束、拉致、監禁を許さない。(行方不明者、監禁者の公表:省略)
 - 7.3.3 (移動、居住地選択の自由の尊重、紛争時強制移動者の現状復帰:省略)
- 7.4 公民権および政治的権利
 - 7.4.1 両者は言論、表現、結社、平和的集会の自由およびそれらの利用の自由を尊重する。
 - 7.4.2 (社会参加、選挙立候補、投票の自由の尊重:省略)
 - 7.4.3 (情報へのアプローチの自由尊重:省略)
- 7.5 経済・社会的権利
 - 7.5.1 (職業選択の生活権尊重:省略)
 - 7.5.2 両者はすべての人々の食糧確保の権利を尊重し確約する。確約とは食糧、食品、穀類の輸送、使用、分配を妨げないことである。
 - 7.5.3 両者は公民の権利である健康が尊重され保護されることを確認する。両者は薬品の供給、医療実施に障害を設けることなく、紛争で傷害を受けた人の治療やリハビリをコミットする。
 - 7.5.4 両者は教育を受ける権利を教育機関の学究的環境を維持して実現する。両者は事故の利用のために教育機関を管理下におくこと、教師や生徒を拉致すること、拘束や失踪させること、教育を妨げる目的で営舎を建設することを即刻停止することを合意した。
 - 7.5.5 (個人資産の押収の禁止:省略)
 - 7.5.6 (産業活動の妨害禁止、労使問題の平和的解決:省略)
- 7.6 婦人・子供の権利
 - 7.6.1 (婦人・子供の権利を守る、18歳以下の軍事組織への徴用禁止:省略)
- 7.7 個人の自由権
 - 7.7.1 両者は、表現の自由、武器を持たない平和的結社の自由、活動の自由、職業の自由、平和的政治活動の自由、法の下での平等、司法制度の構築と運用を合意した。
8. 紛争の解決と仕組み
 - 8.1 (責任制、説明責任の行為、過去の誤謬の是正:省略)
 - 8.2 (平和・復興委員会の設置:省略)
 - 8.3 (問題の協議による解決:省略)
 - 8.4 (暫定内閣による平和・復興委員会、事実調査委員会、国家復旧委員会の実施要綱の決定:省略)
9. 運用とフォローアップ

両者は本協定の運用を下記の通り合意した;

 - 9.1 (人権監視の国連人権高等弁務官事務所への委託:省略)
 - 9.2 (武器・軍事組織監視の国連事務所への委託:省略)
 - 9.3 (制憲議会選挙監視の国連への委託:省略)
 - 9.4 (国家人権委員会の人権監視の実施と国内外関連団体との協調:省略)
 - 9.5 (上記団体の報告、助言の受入:省略)
10. その他
 - 10.1 (政府機構の二重権威機構の禁止:省略)
 - 10.2 (付属協定作成:省略)
 - 10.3 (協定の改定:省略)
 - 10.4 (協定書の解釈:省略)

- 10.5 (暫定議会成立後の本協定運用は暫定内閣に移行:省略)
- 10.6 (問題解決、政権議会選挙実施、法の権威の維持等の解決:省略)
- 10.7 (国民諸相への協力の呼びかけ:省略)
- 10.8 (友好諸国、国連への協力の呼びかけ:省略)

3. ネパールのうごき (2006年12月)

《政治》

11月に包括和平協定が調印され、いよいよ和平プロセスが始まった。これから6月半ばまでに実施するとされている制憲議会選挙までが新生ネパールの鍵を握る半年である。和平プロセスの技術的な詰めも始まり、8日には国連、政府、マオイストが「武器、部隊管理モニタリング協定」に調印した。国連の諸作業の始動は1月に入ってからになるようである。

政局は暫定憲法の草案をめぐる協議に入った。16日には7政党+マオイストの8党で草案の合意がなされたが、細部の詰めは残されている。また、最高裁、議会も草案作成に参画するスケジュールである。いずれにせよ「暫定」とはいえ既成政党とマオイストの幹部のみで憲法を起草するのは理にかなっていないと思われる。議会の審議はただの一日のみという。この暫定憲法の公布によって90年憲法は効力を失い、同時に議会は解散し暫定議会が召集される。既成政党はマオイストの妨害により、地方農村部の選挙運動に入れずにいる。また、既成政党のネパール・サドババナ党が地盤のテライ地方で政治活動を活発化させており、マオイストの分派の民主テライ解放フロント2派が東部テライ地方で暴力行動を継続している。

《経済》

世界銀行「世界開発見通し 2007 (GEP)」によると、ネパールの2006年国内総生産成長率推定値は1.9%である。インドが8.7%で南アジア5カ国の経済を引っ張り、地域合計では8.2%である。インドを除くと6.5%である。ネパールの経済低迷はダントツで低いが、国内紛争の影響ばかりであろうか。2007、2008年の予測はそれぞれ3.7%、4.5%である。4割を占める農業部門が天候次第の生産施設に依存しており不安定要素である。

ネパール石油会社の赤字が国家財政を圧迫する時期が来よう。石油製品の値上げは選挙までは困難であろう。また、経済政策全般についてもマオイストが政権に入って、現実的な経済政策を取りうるか疑問視するむきがある。

《社会》

12月に入って計画停電が始まった。今乾季の停電時間はカトマンズを供給優先地域としているものの、週40時間を越えるものと思われる。この傾向はさらに数年続くことが確実だが、ネパールの行政とりわけ水資源長電力開発局や電力庁の責任感の欠如や業務遂行の意思の脆弱さは責められるべきである。

マオイストの兵士を全国各地の指定営舎に收容し始めるが、施設が貧弱で疾病が増加傾向にあるのは悲惨である。マオイストも政府への依存を改めて自力更生を図るべきと思うのだが。

《経済協力・NGO》

和平プロセスに係る援助のプレッジが始まる。今後マオイスト兵士への食糧等支援、制憲議会選挙に係る資金、人的支援が増える見込みである。

米国はマオイストが参加する内閣への援助に慎重な態度を崩していない。

《今月の主な出来事》

政治	
1日	インドのメノン外務次官がカトマンズを訪問し1950年平和友好条約の見直しを示唆 国連安保理は事務総長提案のネパールの和平プロセス支援を受入決定
2日	シタウラ内相がマオイスト分派の民主テライ解放フロントを和平プロセスに入れることを提案
4日	国連が内戦時の強制移住者に帰村キャンペーンを始める 教育法改正に抗議する学生デモ隊と当局が衝突し24人が負傷
5日	マオイストが「人民政府」を活性化、徴税行為等
6日	西部でマオイストが政党地方幹部を脅す、政党は村落部に入れず
7日	国連マーチン代表が部隊、武器モニタリングに退役グルカ兵を起用と発表
8日	国連、政府、マオイストが「武器、部隊管理モニタリング協定」に調印
10日	コイラ首相が暫定憲法公布は武器管理終結後と述べる
11日	コイラ首相とブラチャング議長が暫定憲法草案と武器管理問題で会談
13日	国家民主党 (RPP) のラナ総裁が党は国王と接触していないと声明
15日	8党は6月の暫定議会選挙までの期間国家元首を首相とすることで合意 国籍法改正案が閣議で決定

16日	8党は暫定憲法草案で合意
17日	インドのムケルジー外相がカトマンズを訪問、ネパール国民の主権尊重、和平プロセス支援を表明 政府が新しい国章を発表、「母と母国は天よりも偉大」のスローガン
18日	14人の新大使と人権委の委員長候補者を閣議決定、マオイストが反発
19日	営舎に収容されているマオイスト部隊が、新大使発表に抗議して武器を取る、街頭でも抗議行動 マオイストが、新大使発表に抗議のため12月31日、1月1日のゼネストを発表
20日	日本大使が天皇誕生日のレセプションを主催
22日	コイララ首相はブラチャンダ議長と会談、大使、人権に人事を変更しないことを伝える ブラチャンダ議長はマオイストの駐米大使を要求 マオイストはゼネストを撤回
24日	コイララ首相とブラチャンダ議長が会談し暫定憲法を1月第1週に公布すること合意
25日	コイララ首相はネパリ कांग्रेस党幹部に選挙運動を開始するよう指示
25日	財務相は今会計年度5ヶ月の支出が前年度同月比で8.1%増加と発表 連合共産党系学生団体が4大学学長人事の遅れを街頭抗議続ける ネパール・サドババナ党（アナンディデビ派）主導のテライゼネストでテライ地方の生活に影響 内戦で破壊された警察署の再建が合意され建設に着手
26日	西ネパールのネパールガンジで暴動続く、外出禁止令発動
30日	イラクのフセイン元大統領死刑執行でコイララ首相が死刑廃止を訴える

経済	
1日	トリパティ商工供給相は3月5日に期限を迎えるネ印貿易協定を修正無しに延長する希望を述べた
3日	ネパール乙仲協会は既製服・じゅうたんの買い付け業者の半分がベトナムに流れていると発表 ギャワリ文化観光航空相はネパール航空が新型機2機を購入することを発表
4日	エベレスト銀行が2006年のBank of the Yearに選ばれる ネパール証券取引所は信用取引の開始を発表
5日	大手既製服メーカーが輸出不振のため操業の一時休止を発表
6日	農業協同組合省は今年度の稲の収穫高が12.55%減少と予測、368万トン 石油公社の12月の赤字が5千万ルピー、\$60水準で 電話公社がインターネット料金を65%割引
7日	世界経済フォーラムが2006/07競争力指標でネパールを110位（125カ国中）にランク
8日	政府がゴルカリゴム工業公社に財政支援決定
11日	ヒマラヤ観光会議がネパール山岳協会主催で開催、マナスル登頂50周年祝賀
13日	クレカニ第3発電所の取り付け道路建設開始 世銀によると06年のGDP成長率は1.9%、南アジア7ヶ国は合計で8.2%
15日	実業界はネ印貿易協定の関税自由化にむけた改定を要求
18日	水道公社職員が事業の民営化に反対してスト
19日	ネ中央銀行がUnited Development Bankを不良金融機関に指定
20日	今年度第1四半期の対印貿易決済のため1.8億ドル分のインドルピー購入
21日	議会の公共会計委員会が経営不振の21公社を公表 インド石油公社が代金未決済のためネパール向け供給を60%削減、首都圏はガソリン不足 政府は大口銀行債務者の旅券差し押さえを決定
22日	海外出稼ぎ労働者が今年度5ヶ月は前年同期比で5.5%減少し7.4万人に マオイスト・援助国会議でマオイストは海外投資を歓迎と表明
24日	水資源省電力開発局が大型水力3案件のBOOTを発表
27日	インド送電公社が33MWの追加供給に合意、6.4ルピー（NC）/kWh

社会	
1日	電力庁は12月からの計画停電を発表、2月には週40時間に
2日	マデシ（テライ）国家解放フロントの強制寄付行為続く 教員免許試験延期でデモ激化39人負傷 サブタリ郡でブラーミンがダリト（低カースト民）に店舗を供与 シラハ郡でトラック運転手がマオイストの暴行に抗議してスト
4日	ムスタン郡ローマンタンの64人の子供たちが冬季降雪を避けてポカラで授業を受ける
5日	バラ郡でマオイストがスパイ容疑で殺害したものの遺族へ説明、包括和平協定規定による行動か
6日	パタンでラト・マチェンドラナートの仏像がマチェンドラ・バハルに運ばれる、6ヶ月安置 数郡でマオイストが、略奪や開発プロジェクトの妨害行為を続ける

7日	国王、皇太子が私的輸入品の関税を支払う、シャハ王朝始まって以来？
8日	スルケットの営舎の収容されたマオイスト兵士の250人が疾病罹患
9日	首都圏の道路渋滞、バグマティ県の車両登録が10年で350%増
9日	ネパール一角サイの密猟が激化、過去5ヶ月で10件
11日	ネパール国軍の福祉基金公表、1974年以来累積徴収額が106億ルピーに
	寒波来襲、ロールパ湖で40cmの積雪
12日	マオイスト系のリンブー国家評議会（FLSC）がリンブー民族自治区を要求してゼネスト
14日	東部山地のダンクタ、サンクワサバ両群で激しい降雪、経済活動に支障
15日	国家民主党（RPP）とマオイストの活動家が王制存続をめぐって街頭で衝突
	第15回アジア大会閉幕、銀1、銅2を獲得
17日	保険・人口省は26郡の貧困家庭に医療サービスの無償供与を発表
18日	政府は7営舎21支所に収容中のマオイスト兵士の腸チフス、破傷風等の疾病の治療の支援を発表
19日	全ネパール国家独立学生組合（革命）は収容中の兵士1,000人を動員してネパール学生組合を襲う
21日	妊産婦死亡率が1996年の539/100,000から280に改善
	首都圏12大学の学生6,000人が「京都議定書」調印を政府に要求して署名運動
22日	カタールに出稼ぎ中のネパール人（17万人）の内11月までに120人余が死亡、心臓、呼吸器疾患
	マオイストは大晦日と元日のゼネスト中止を発表
23日	マオイスト系全ネパールホテルレストラン労働者組合はポカラのホテル・レストランの封鎖継続
25日	10ヶ月前から行方が分からなかった「ブダ・ボーイ」（ラム・B.ボンジョン）発見される
26日	ネパール・サドババナ党主導のゼネストが、ネパールガンジで暴動に発展、外出禁止令発動
27日	ガンダキ回教徒協会が暫定憲法に回教徒の権利を規定するよう要求
28日	生き神クマリがマハスナン祭で市内巡幸
29日	日ネ外交関係樹立50周年の公式報告書出版式開催
	ナワルパラシ郡でマオイストが警察相を襲撃選挙、プラチャンダ議長は返還に合意

経済協力・NGO	
1日	USAIDが世界AIDSデーに25百万ドルの供与を発表
	モリアリティ米大使は米国の援助をマオイストが加わる暫定内閣の動向を見極めると発言
2日	NGOフォーラムはADB供与の50小都市水道衛生計画が貧困層に裨益していないと報告書
4日	デンマークは国連和平プロセス管理チームに1百万ドル供与を発表
5日	UNDP等で供与した地方貧困削減観光開発（TRPAP）の結果観光客が増加
6日	日本の無償援助の5.5万トンの米がネパール食糧公社に引渡し
12日	ADBは学校教育制度改革のために3千万ドルの貸付、贈与を発表
11日	ILOは最貧困層の雇用促進のために3百万ドル供与を発表、地方開発省
13日	選挙管理委員会は援助国団体に資金援助と選挙監視団派遣を要請
14日	UN-HABITATは上水道改善のため2010年まで毎年250万ドル供与を表明
19日	日本政府は11億円のノンプロ無償に調印
20日	国連総会委員会は930万ドルと35人の先発武器監視、25人の選挙監視団派遣を決定
21日	WWFがエベレスト国立公園のトクトクに70kWの水力発電を供与決定、1,294万ルピー支援
23日	世銀は鳥インフルエンザ予防に1,820万ドル供与を発表
28日	英援助機関DFIDは出産支援計画への援助停止を決定、現場は困惑
29日	WFPはマオイスト兵士への食糧援助にかかる協定書調印待ち

4. 政策や法令について

《ライト・エクスペディション》

世界の巨峰は8,000m級が14座あるが、最高峰エベレストをはじめとして8座がネパールヒマラヤにある。人類初の8,000m峰登頂は1950年にフランスのモーリス・エルゾグ隊が成功したアンナプルナI峰で、1953年にイギリス隊のヒラリー卿とテンジンシェルパがエベレストに初登頂した。日本のマナスル隊が初登頂したのが1956年で、昨年カトマンズで登頂50周年式典がおこなわれた。

現在はこれらの高峰の登山許可は申請して登山料を納付すれば発行されるが、筆者が登山担当をかねて在ネパール日本大使館に勤務していた1970年代半ばは「一季節、一山、一隊」の原則があり、登山許可獲得競争は熾烈を極めていた。「ヒマラヤの雪は黒く汚れている」という人もいたほどであった。

さて、6,000m級の33座が低料金の入山料で開放され、ネパール山岳協会（NMA）に許可証の発行と登山料の徴収が付託された。MNA Peaksと称されている。1981年8月6日施行の「ネパール山岳協会登山規則（Nepal Mountaineering Association Climbing Rules）」が適用される。以下のGroup ‘A’ および ‘B’

である。

Group 'A'

	ピーク名	高さ (m)	地域		ピーク名	高さ (m)	地域
1	チョラツェ	6,440	クンブ	9	チェキゴ	6,257	ガウリシャン カル
2	マテルモ	6,273	マハラングル	10	ロブジェ・ウエスト	6,145	クンブ
3	キャヅ・リ	6,186	マハラングル	11	ラルキャ・ピーク	6,010	マナスル
4	パリ・ラブチャ	6,017	マハラングル	12	アビ	6,097	マハラングル
5	ニレカ	6,159	マハラングル	13	ユブラ・ヒマール	6,035	ランタン
6	ランシサ・リ	6,427	ジュガール	14	チュクン・リ	5,550	クンブ
7	オムビガイチェン	6,340	マハラングル	15	ヤラ・ピーク	5,732	ランタン
8	ボクタ	6,143	カンチェン ジュンガ				

Group 'B'

	ピーク名	高さ (m)	地域		ピーク名	高さ (m)	地域
1	ヒウンチュリ	6,441	アンナプルナ	10	ロブジェ	6,119	クンブ
2	シングチュリ	6,501	アンナプルナ	11	ラムドゥン	5,925	ロールワリン
3	メラピーク	6,654	クンブ	12	ピサンピーク	6,091	マナン
4	クスムカングル	6,367	クンブ	13	テントピーク	5,663	アンナプルナ
5	カンデ	6,011	クンブ	14	メーラピーク	5,849	クンブ
6	チュル・ウエスト	6,419	マナン	15	ナヤカンガ	5,844	ランタン
7	チュル・イースト	6,584	マナン	16	ポカルデ	5,806	クンブ
8	アイランドピーク	6,160	クンブ	17	マルディヒマール	5,587	アンナプルナ
9	パルチェムチェ	6,187	ロールワリン	18	パルドルピーク	5,896	ランタン

登山人数制限

一隊は 12 人までに制限されている。

登山許可有効期間

登山許可はベースキャンプ到着後 1 ヶ月間有効であるが、必要に応じて 2 週間延長できる。

ガイド同行義務

登山隊は NMA に登録しているサード/ガイドを雇用して同行させる義務がある。

廃棄物処理義務

登山隊は廃棄物を NMA の定めるところによって処理しなければならない。登山許可申請時に 250 ドルを支払うが、NMA 規則の通り処理されたことが確認されると還付される。

登山料

Group 'A'

1~7 人 500 ドル、8 人以上は一人増えるごとに 100 ドル

Group 'B'

1~4 人 350 ドル、8 人までは一人増えるごとに 40 ドル、9 人以上は 8 人分に加えること一人あたり 25 ドル

登山報告書

登山終了後 NMA に所定の書式で報告書を提出することが義務付けられている。

その他

許可対象ピークは、必ずしも難易度の低い山が選択されているわけではないので、登山計画時に慎重に調べることをお勧めする。

ネパールの政策や法令につきご質問のある方はお問い合わせください。簡単なご質問には無料でお答えします。
また、ネパールに進出をお考えの企業あるいは NGO の方もお気軽にご相談ください。調査、登記手続き、運営をお手伝いします。

5. 本の紹介

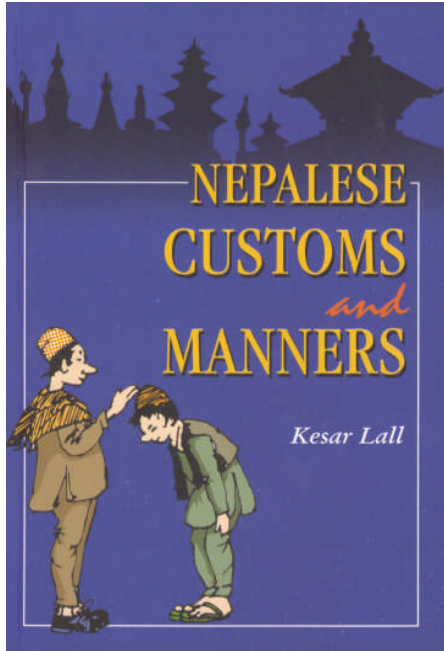
《ネパールの習慣と作法》

Nepalese Customs and Manners

Kesar Lall 著

Ratna Pustak Bhandar 出版

初版:1976年



どの民族にも固有の文化があり、生活習慣や宗教行事のマナーなど外部のものにはなかなか理解しがたいものがある。この本は1976年に初版が出て以来30年のロングセラーを誇っている、外国人向けの‘ネパール人とうまくつきあう’入門書である。もちろんネパールには60を超える民族がおり、それぞれ異なる習慣を持っているが、ここでは主としてカトマンズ盆地について記述している。

かくいう筆者も分っているようで知らないネパールの習慣に無知なるがゆえに、赤面せざるを得ない場面がたびたびある。親しい友人であれば教えてくれるものの、他人の誤りに寛容なネパール人は、さぞいやな思いをしていると思われるが見逃してくれる。

こんなこともつい2年前まで知らなかった。皆さんは酒席で左隣の人に右手でビールをつぐとき手の甲が上になると思う。では右隣の人には、左手に持ちかえるだろうか。いや、右手で手の甲を下にしてビンを傾けるはずだ。女性ならむしろこのほうが手指がしなやかに見えるという。ところが、ネパール社会では、このしぐさは「死に水」を取る作法なのだそうである。いやはや宴席でとんだ失態であった。

この本の中から「数」の縁起をいくつか拾ってみよう。日本人なら‘8’は末広がり縁起がいいし、キリスト教徒は‘13’は病室やときによってはビルの階につけない不吉

な数である。カトマンズでは‘3’が縁起がよくない。結婚式等で三兄弟、三姉妹が列になって座ってはならない。3人で旅に出るとうまくいかない。3人で腰に手をまわして並んで歩いてはいけない、葬列の習慣だから。‘7’も好ましくない。7個のパンを焼いたり7人分のご飯を一時に用意してはいけない。死後初七日に死者のために7つの食事を用意するものだから。年齢で‘8’のつく年は悪い。8歳、88歳は特に注意が必要である。8人家族もよくない。何人かが欠けたり、貧乏になる。同様に12人家族も不吉である。縁起のいい数は‘108’だそうだ。数珠の数である。仏教から来たものであろう。ゴルフで108をたたいても悲観することはない(?)家財を売るときの契約額や借金を返済するときに丸めた数字はよくないという。1万11ルピーとか半端をつける。

2007年ポケットダイアリー進呈

ネパール日本人会商工部会作成の薄型手帳を無料進呈します。ネパールの祝祭日等便利な情報が満載です。ご希望の方はメールで郵便番号、住所を添えてお申し込みください。

モンタディオコンサルティング
Monta Dio Consulting Japan

代表 菅沼 一夫